平成２１年（フ）第１２５号
千葉県山武郡大網白里町南今泉4634番地
債務者　斉藤　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３号
千葉県旭市三川3927番地
債務者　岩瀬　直子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４０１号
神奈川県厚木市妻田東１丁目10番33―202号
債務者　武尾　孝江
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４５０号
神奈川県中郡大磯町生沢379番地８
債務者　磯村美奈子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４５４号
神奈川県厚木市関口436番地３　ソレイユ楠102
債務者　山上　謙次
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４６１号
神奈川県伊勢原市小稲葉195番地の５　ナルセマンション202号
債務者　廣瀬　久美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４６６号
神奈川県厚木市愛甲2914番地６　安西方
債務者　守屋　早苗
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４９１号
神奈川県秦野市今泉341番地の１　サンライフ秦野グランディア109号
債務者　簑川　弘美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３３９号
新潟県五泉市南本町１丁目３番44号
債務者　加藤　敏彦
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５６号
新潟市江南区諏訪２丁目１番35号
債務者　圓山　朗子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０号
新潟県燕市白山町１丁目６番10号　ドエル・M105号
債務者　本間　英明
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第５４号
新潟県三条市牛ケ島１番48号
債務者　富樫　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第３３６号
静岡県沼津市玉江町５番14号　玉江ハイツ202号
債務者　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
愛知県一宮市新生３丁目６番13号
債務者　小出由利香
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２９７号
愛知県岩倉市五条町渡り所1520番地１　曽野団地４棟308号
債務者　肥後由美子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７６号
北海道岩見沢市大和１条４丁目20番地
債務者　大渡　朋子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第９０号
北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地９　市営住宅14―２号棟302号室
債務者　小松　隆志
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第９１号
北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地９　市営住宅14―２号棟302号室
債務者　小松　公恵
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部